

阪神水道企業団議会議員協議会要綱の一部を改正する要綱

阪神水道企業団議会議員協議会要綱（平成8年1月19日実施）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、阪神水道企業団議会議規則（昭和42年2月27日議決）<u>第121条</u>第4項の規定に基づき、議員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は、議員全員をもって構成する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、付議された事項、その他議会運営委員会で協議した事項について、その趣旨の説明を聴取し、審議する。</p> <p>(招集等)</p> <p>第4条 協議会は、議長が招集し、その会議を主宰する。</p> <p>2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を行う。</p> <p>3 議長及び副議長に事故あるときは、議会運営委員会委員長がその職務を行う。</p> <p><u>4 議長、副議長及び議会運営委員会委員長がいずれも欠けたときは、年長の議員が会議を主宰する。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第5条 協議会は、議員定数の半数以上の出席者をもって開くことができる。</p> <p>(各市別の協議会)</p> <p>第6条 協議会は、必要があると認めるときは、各市別の協議会を設けることができる。</p> <p><u>(議員以外の者の出席)</u></p> <p><u>第7条 議長は、必要があると認めるときは、議員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>2 協議会は、前項の議員以外の者から発言の申出があったときは、その許否を決める。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、阪神水道企業団議会議規則（昭和42年2月27日議決）<u>第113条</u>第4項の規定に基づき、議員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は、議員全員をもって構成する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、付議された事項、その他議会運営委員会で協議した事項について、その趣旨の説明を聴取し、審議する。</p> <p>(招集等)</p> <p>第4条 協議会は、議長が招集し、その会議を主宰する。</p> <p>2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を行う。</p> <p>3 議長及び副議長に事故あるときは、議会運営委員会委員長がその職務を行う。</p> <p>(定足数)</p> <p>第5条 協議会は、<u>3市以上の議員が出席し、かつ</u>議員定数の半数以上の出席者をもって開くことができる。</p> <p>(各市別の協議会)</p> <p>第6条 協議会は、必要があると認めるときは、各市別の協議会を設けることができる。</p>

<p>(表決)</p> <p><u>第8条</u> 協議会における協議事項は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p><u>第9条</u> 協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p><u>第10条</u> 議長は、必要があると認めるときは、説明のため企業長その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(記録)</p> <p><u>第11条</u> 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これを保管するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第12条</u> この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>(表決)</p> <p><u>第7条</u> 協議会における協議事項は、出席議員の<u>3分の2以上の同意によって決する。</u></p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p><u>第8条</u> 協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p><u>第9条</u> 議長は、必要があると認めるときは、説明のため企業長その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(記録)</p> <p><u>第10条</u> 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これを保管するものとする。</p> <p>(改廃)</p> <p><u>第11条</u> <u>この要綱の改廃は、協議会において4市の議員が出席し、3分の2以上の議員の同意により改廃することができる。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第12条</u> この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(理由)

明石市議会を代表する者に対して議員協議会への出席を可能とし、発言ができるようにすること及び地方自治法で規定する定足数や表決に合致させるため、所要の改正を行うものである。